

役場からのお知らせです。

住宅リフォームを支援します

斜里町では、地域経済の活性化と、より快適な住環境づくりをめざし、皆さんが、自ら居住する住宅をリフォームする工事に対して補助します。

事業実施予定 平成22年4月1日～25年3月31日までの3年間

補助金額 工事費50万円以上(消費税除く)のリフォーム工事に10分の1(上限30万円)の補助をします。

今年の4月1日以降に着工する住宅リフォーム工事が補助金の対象です。

(ただし、工事着手前に補助金申請が必要です。)

4月1日より補助金申請受付します。

お問合せは

役場 商工観光課商工労政係

電話 23 - 3131 (内162)

対象工事等の概要は裏面に記載されています。

住宅リフォーム促進事業補助金 対象工事等の概要

施工業者

- ・ 商工会会員であって、斜里町建設工事等競争入札参加資格者及び斜里町小規模修繕契約希望者に登録し、町内に独立した事業所を有する建設業を営む事業者

補助対象者（次の要件を全て満たす者）

- ・ 斜里町の住民基本台帳に登録しており、住宅の所有者であり、現に居住している方
- ・ 対象者と同居する全ての方が、町税及び公共料金を滞納していないこと。

補助対象住宅（次の要件を全て満たす物件）

- ・ 自己が所有している戸建の専用住宅または戸建の店舗併用住宅で居住の用に供する部分
- ・ リフォーム着手時において、建築後5年経過していること。

補助対象工事（次に掲げる工事のいずれかで、当該工事に要する経費が50万円以上であること（消費税を除く））

- ・ 対象住宅の増築・改築のための工事
- ・ 住宅の主要構造部の耐久性及び安全性の向上を目的とする工事
- ・ 住宅の性能を向上を目的とする改修工事

補助対象とならない工事及び費用

- ・ 住宅改修が伴わない内装仕上げ材（フローリング、クッションフロアー、クロス、石膏ボード、化粧合板等）工事
- ・ 住宅改修が伴わない設備機器（給湯器、暖房器、ユニットバス、洗面台、システムキッチン、空調システム、後付照明機器等）工事
- ・ 国、北海道、斜里町、その他公共的団体から補助金等を受けた場合は、その対象となった費用

